

## 認定こども園阿寒幼稚園における利用者負担額

- 1 教育認定子ども及び保育認定子ども（3歳以上児） 無料
- 2 保育認定子ども（3歳未満児）

各月初日の園児の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額：円）	
階層区分	階 層 の 定 義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護を受けている世帯	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0
C 1	均等割の額のみ (所得割非課税世帯)	6,200 (3,100)	6,100 (3,050)
C 2	市町村民税所得割の額が 27,600円未満	8,400 (4,200)	8,300 (4,150)
C 3	27,600円以上 48,600円未満	12,200 (6,100)	12,000 (6,000)
C 4	48,600円以上 59,400円未満	15,800 (7,900)	15,600 (7,800)
C 5	59,400円以上 78,600円未満	23,400 (11,700)	23,100 (11,550)
C 6	78,600円以上 97,000円未満	30,000 (15,000)	29,600 (14,800)
C 7	97,000円以上 114,600円未満	34,400 (17,200)	33,900 (16,950)
C 8	114,600円以上 132,600円未満	42,300 (21,150)	41,600 (20,800)
C 9	132,600円以上 150,600円未満	43,400 (21,700)	42,700 (21,350)
C 10	150,600円以上 169,000円未満	44,500 (22,250)	43,900 (21,950)
C 11	169,000円以上 192,900円未満	52,500 (26,250)	51,700 (25,850)
C 12	192,900円以上 261,700円未満	59,000 (29,500)	58,000 (29,000)
C 13	261,700円以上 301,000円未満	61,000 (30,500)	60,100 (30,050)
C 14	301,000円以上 397,000円未満	80,000 (40,000)	78,800 (39,400)
C 15	397,000円以上	93,700 (46,850)	92,200 (46,100)

- ① 生計を一にする子どもが2人いる市町村民税所得割額57,700円未満の世帯又は生計を一にする子どもが3人以上いる市町村民税所得割額78,600円未満の世帯（いずれも所得割非課税世帯を含み、子どもの年齢は問いません。）の場合は、最も年齢の高い子どもから順に数えて、1人目である子どもは上段の金額、2人目である子どもは下段の（ ）内の金額、3人目以降である子どもは無料となります。
- ② A階層及びB階層並びに上記①のいずれにも該当しない世帯で、同一世帯に小学校就学前の子ども（保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設に入所し、又は児童発達支援、医療型児童発達支援、特例保育若しくは家庭的保育事業、企業主導型保育事業等を利用している者に限ります。以下同じ。）が2人以上いる世帯の場合は、小学校就学前の子どものうち最も年齢の高いものから順に数えて、1人目である子どもは上段の金額、2人目である子どもは下段の（ ）内の金額、3人目以降である子どもは無料となります。
- ③ 上記①及び②にかかわらず、市町村民税所得割額169,000円未満の世帯（所得割非課税世帯を含みます。）における3歳未満の子どもが、当該世帯と生計を一にする最も年齢が高い子ども（年齢は問いません。）から順に数えて2人目以降となる場合は、無料となります。
- ④ 上記①～③にかかわらず、ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等であって、市町村民税非課税世帯の子どもについては無料、市町村民税所得割合計額77,101円未満の世帯（所得割非課税世帯を含みます。）の場合は、最も年齢の高い子どもから順に数えて、1人目である子どもは2,900円、2人目以降である子どもは無料となります。
- ⑤ 市町村民税額の算定に当たっては、配当控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除は適用されません。